

社会福祉法人玉川学園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人玉川学園(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の規定に基づき、役員及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、報酬等を支給する。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬の額は、別表に定める額とする。

- 役員等のうち、あらかじめ書面でもって意思表示をした者は、前項の報酬の受領を辞退することができる。
- 報酬とは別に、費用弁償として交通費等の実費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員には、第3条に規定する報酬等は支給しない。

(支給方法)

第5条 第3条で決定された金額は、会議開催等で出勤の都度、振込又は現金で支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て定めることとする。

附則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

別表

	報酬の額(源泉所得税控除後)
評議員会、理事会等への出席	日額 10,000 円
監事監査の実施	日額 10,000 円 日額 30,000 円(※有資格者)
上記の他、法人業務のための出勤	日額 10,000 円

※公認会計士、税理士、弁護士の資格を有する者